

盛岡広域振興局長告示第64号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、雫石町土地改良区（岩手郡雫石町）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成29年11月10日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

1 就任

(1) 理事

岩持正美	岩手郡雫石町上野岩持26番地2
澤田実	〃 〃 南畑第22地割41番地
山田裕明	〃 〃 長山下川原103番地1
大宮惇幸	〃 〃 西根大宮70番地
坂井久榮	〃 〃 長山早坂27番地1
高村隆雄	〃 〃 御明神荒屋敷91番地
田中秀雄	〃 〃 下町東71番地1

(2) 監事

米澤一好	岩手郡雫石町西安庭第41地割156番地
吉田悟	〃 〃 下町東7番地3

2 退任

(1) 理事

大宮惇幸	岩手郡雫石町西根大宮70番地
坂井久榮	〃 〃 長山早坂27番地1
上和野忠一	〃 〃 上野上和野53番地1
高橋清美	〃 〃 西安庭第26地割20番地2
高橋與右衛門	〃 〃 黒沢川54番地
山田裕明	〃 〃 長山下川原103番地1
高村隆雄	〃 〃 御明神荒屋敷91番地

(2) 監事

吉田悟	岩手郡雫石町下町東7番地3
川口英敏	〃 〃 西安庭第35地割51番地4